主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の申立書には、「原決定には刑訴法四〇五条に規定する事由がある。抗告事由は追つて提出する。」旨の記載があるにとどまり、具体的な抗告理由の記載がなく、また、抗告提起期間内に理由書の提出もないので、本件申立は不適法である。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年九月一七日

最高裁判所第三小法廷

己	正	藤	伊	裁判長裁判官
Ξ	大	井	横	裁判官
郎	治	田	寺	裁判官
治	久	戸口	木	裁判官